

別添様式2

畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(施設整備事業)の評価結果

(都道府県名:栃木県)

1. 収益性の向上効果

事業 実施年度	事業 実施数 ア	評価対象外 事業数 イ	評価対象 事業数 アーイ	目標の 平均達成率	評価対象事業のうち、都道府県が事業実施主体へ改善指導を必要とした事業数	地方農政局等から都道府県計画の改善指導の必要の有無	都道府県による総合所見	地方農政局等による総合所見
29～30年度	1	0	1	58%	1	有	・事業実施取組主体 酪農 1 ・目標達成状況 未達成 1 達成できなかった原因の精査を行い、今後も事業主体に対し、関係機関と連携を図り計画の遂行を指導する。	成果目標の県平均達成率は58%であり、目標未達成のため、県に対して事業実施主体に対し継続的な指導をするよう求める。

注1: 事業実施数は、事業を実施した取組主体数を計上すること。

2: 評価対象事業数は、報告年度において、増頭羽数等の効果又は収益性の向上効果の評価対象となる事業数(取組主体数)を計上すること。

3: 2. 収益性の向上効果は、目標年度の翌年度に評価報告があったときのみ記載する。

4: 目標の平均達成率は、都道府県において実施した各事業(取組主体)で掲げている成果目標又は事業実施後の効果の達成率の平均値とする。

5: 平成28年度補正予算以降の事業については、1. 増頭羽数等の効果を削除し、2. 収益性の向上効果を1. 収益性の向上効果とする。

別添様式2

畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(施設整備事業)の評価結果

(都道府県名:千葉県)

1. 増頭羽数等の効果

事業 実施年度	事業 実施数 ア	評価対象外 事業数 イ	評価対象 事業数 ア－イ	目標の 平均達成率	評価対象事業のうち、都道府県が事業実施主体へ改善指導を必要とした事業数	地方農政局等から都道府県計画の改善指導の必要の有無	都道府県による総合所見	地方農政局等による総合所見
28～30年度	3	0	3	102%	1	無	・事業実施取組主体 養豚 3 ・目標達成状況 達成 2 未達成 1 成果目標を達成した事業が2事業、成果目標を達成出来ていない事業が1事業あった。目標を達成していない1事業は飼養頭数の増加が遅れたが、今年度末までに目標達成する見込みとことから、実施主体に対し、改善措置及び進捗管理を適正に行うよう指導するとともに、増頭の状況を確認する。	成果目標の県平均達成率は102%であり、目標は達成されている。

2. 収益性の向上効果

事業 実施年度	事業 実施数 ア	評価対象外 事業数 イ	評価対象 事業数 ア－イ	目標の 平均達成率	評価対象事業のうち、都道府県が事業実施主体へ改善指導を必要とした事業数	地方農政局等から都道府県計画の改善指導の必要の有無	都道府県による総合所見	地方農政局等による総合所見

注1: 事業実施数は、事業を実施した取組主体数を計上すること。

2: 評価対象事業数は、報告年度において、増頭羽数等の効果又は収益性の向上効果の評価対象となる事業数(取組主体数)を計上すること。

3: 2. 収益性の向上効果は、目標年度の翌年度に評価報告があったときのみ記載する。

4: 目標の平均達成率は、都道府県において実施した各事業(取組主体)で掲げている成果目標又は事業実施後の効果の達成率の平均値とする。

5: 平成28年度補正予算以降の事業については、1. 増頭羽数等の効果を削除し、2. 収益性の向上効果を1. 収益性の向上効果とする。

別添様式2

畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(施設整備事業)の評価結果

(都道府県名:神奈川県)

1. 増頭羽数等の効果

事業 実施年度	事業 実施数 ア	評価対象外 事業数 イ	評価対象 事業数 アーイ	目標の 平均達成率	評価対象事 業のうち、都 道府県が事 業実施主体 へ改善指導を 必要とした事 業数	地方農政局 等から都道府 県計画の改 善指導の必 要の有無	都道府県による総合所見	地方農政局等による総合所見

2. 収益性の向上効果

事業 実施年度	事業 実施数 ア	評価対象外 事業数 イ	評価対象 事業数 アーイ	目標の 平均達成率	評価対象事 業のうち、都 道府県が事 業実施主体 へ改善指導を 必要とした事 業数	地方農政局 等から都道府 県計画の改 善指導の必 要の有無	都道府県による総合所見	地方農政局等による総合所見
28年度	1	0	1	337%	0	無	・事業実施取組主体 肉用牛 1 ・目標達成状況 達成 1 事業実施後の収益性の向上効果は目標を達成した。	成果目標の県平均達成率は337%であり、目標は達成されている。

注1:事業実施数は、事業を実施した取組主体数を計上すること。

2:評価対象事業数は、報告年度において、増頭羽数等の効果又は収益性の向上効果の評価対象となる事業数(取組主体数)を計上すること。

3:2. 収益性の向上効果は、目標年度の翌年度に評価報告があったときのみ記載する。

4:目標の平均達成率は、都道府県において実施した各事業(取組主体)で掲げている成果目標又は事業実施後の効果の達成率の平均値とする。

5:平成28年度補正予算以降の事業については、1. 増頭羽数等の効果を削除し、2. 収益性の向上効果を1. 収益性の向上効果とする。